

「チフルザミド農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>LD50等の指標で検証していますが、半数が死に至る数字でいいのでしょうか？</p> <p>ミツバチ等への影響を、このような机上の数値のみで判定するのは危険だと思います。</p> <p>より厳しい基準で検証すべきではないでしょうか？</p> <p>生態系に悪影響を及ぼしてから対処するのは、遅すぎます。事前に安全を見ておくべきです。</p>	<p>提出が求められる農薬の蜜蜂への影響に関する試験成績は、蜜蜂の蜂群への影響評価試験成績を除き、試験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員及び組織、試験実施の管理体制、内部調査体制並びに試験データ等の保管管理について定めた農薬GLP基準に従って行われる試験によるものでなくてはなりません。</p> <p>我が国の蜜蜂影響評価で用いる毒性指標（実施した蜜蜂への毒性試験により影響が認められる量）は、OECDガイドラインに基づき、単回接触毒性試験及び単回経口毒性試験においては、原則として成虫は48時間後のLD₅₀（半数致死量）値、幼虫は72時間後のLD₅₀値を、反復経口試験においては、原則として10日後のLDD₅₀（半数致死摂取量）値を評価に用いることとしています。</p>
2	<p>養蜂への影響について見ても見なくても、構成する原子の中にフッ素と臭素が存在する事については好ましくなく見る。</p> <p>農薬として用いる場合の効果内容としては、特段にフッ素や臭素が必須的な薬剤を必要とするものとも思われないので、国内での使用については、養蜂関係無く終息させるべきと考える。</p>	<p>農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるものであることから、人の健康や環境に対する安全を確保することが必要です。このため、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、安全性の評価を行い、問題がないと判断した農薬のみを、農林水産省が登録しています。また、原則として登録された農薬以外は使ってはならないことはもちろん、登録の際に、使用可能な作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）についても定めており、農薬を使用する際にこれらを遵守することで農薬の安全性が確保されています。</p> <p>農薬の蜜蜂への影響評価については、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、蜜蜂の農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入するとともに、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内の蜜蜂（幼虫等）への影響等も考慮して、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととし、外部有識者をメンバーとする「農業資材審議会農薬分科会」及び「農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会」において公開審議の上、その評価法を定めました（具体的な評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」参照）。</p> <p>当該評価法に基づき、「農薬蜜蜂影響評価部会」において、評価のための審議を行っているところです。</p>

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。